

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 (厚生労働省令 第二〇八号)
- 厚生労働大臣が定める特に業務に從事した経験が必要な者 (同二九)
- 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準 (同八〇)
- 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令 (厚生労働省令 第二〇九号)

[省 令]
[告 示]

一
三
四
五



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

○ 厚生労働省令第三十号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成二十六年法律第八十三号) の一部 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成二十九年法律第五十二号) 及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (平成三十年政令第五十五号) の施行に伴い、並びに同法附則第十四条及び第二十八条、同令第十五条並びに関係法令の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤勝信

省 令

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)
第十五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後		改	正	前
第十五条の五 法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。				第十五条の五 法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。			
一、(略)				一、(略)			
十 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護保健施設サービスを行う者				十 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護保健施設サービスを行う者			
十一 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービスを行う者				(新設)			
十二 (略)				十二 (略)			
(国民健康保険法施行規則の一部改正)							
第十六条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。				第十六条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。			

	改	正	後		改	正	前
(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)				(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)			
第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。				第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。			
一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給				一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給			
二、(略)				二、(略)			
(令第十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)				(令第十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)			
第十七条の十一 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。				第十七条の十一 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。			
一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給				一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給			
二、(略)				二、(略)			
(令第十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)				(令第十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)			
第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受けける療養については、次のとおりとする。				第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受けける療養については、次のとおりとする。			
一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給				一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給			
二、(略)				二、(略)			
(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)				(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)			
第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受けける療養については、次のとおりとする。				第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受けける療養については、次のとおりとする。			
一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給				一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給			
二、(略)				二、(略)			
(略)				(略)			

2 整備政令第二十三条及び同条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第一項ただし書の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一條第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

二 生活保護法

（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号に規定する救護施設

三 障害者支援施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号に規定する救護施設

四 指定障害者支援施設（支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）

4 整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第一項ただし書の厚生労働省令で定める手続は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる手続とする。

5 る。

一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一條第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 支給決定

二 生活保護法第三十八条第一項第一号に規定する救護施設 同法第三十条第一項ただし書の措置

三 障害者支援施設（知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。） 知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の措置

四 指定障害者支援施設（支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。） 支給決定

5 前項第二号の規定は、都道府県知事が同号の措置を講ずる場合には、適用しない。この場合において、整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第十三条第一項第三号に規定する最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村は、生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所している者に係る入所前の居住地又は現在地の市町村とする。

（適用除外とされた者に係る住所地特例の適用に関する読み替え）

第四十四条 当分の間、介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一條第一項の規定により介護保険の被保険者としないこととされた者（支給決定を受けて指定障害者支援施設に入所している者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者支援施設に入所している者のうち前条第一項で定めるものその他特別の理由がある者で前条第二項で定めるものに限る。）であつた介護保険の被保険者に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法施行規則第二十五条の規定の適用については、同条中「法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至つたとき」とあるのは「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号。以下「整備政令」という。）第十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至つたとき」と、「法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至つた年月日」とあるのは「整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文又は第二項」とあるのは「整備政令第二十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項本文又は第二項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行つてゐる事業所において行われる第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則（以下この条及び次条において「旧施行規則」という。）第九条の二第五項に規定する居宅療養管理指導については、旧施行規則第九条、第九条の二及び第一百八条第一項第五号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行つてゐる事業所において行われる第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則（以下この条及び次条において「旧施行規則」という。）第九条の二第五項に規定する居宅療養管理指導については、旧施行規則第九条、第九条の二及び第一百八条第一項第五号の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（条例の制定に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、地域包括ケア強化法附則第二十八条の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、第四十二条に規定する基準は、当該都道府県が地域包括ケア強化法附則第二十八条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

（様式に関する経過措置）

第五条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。